



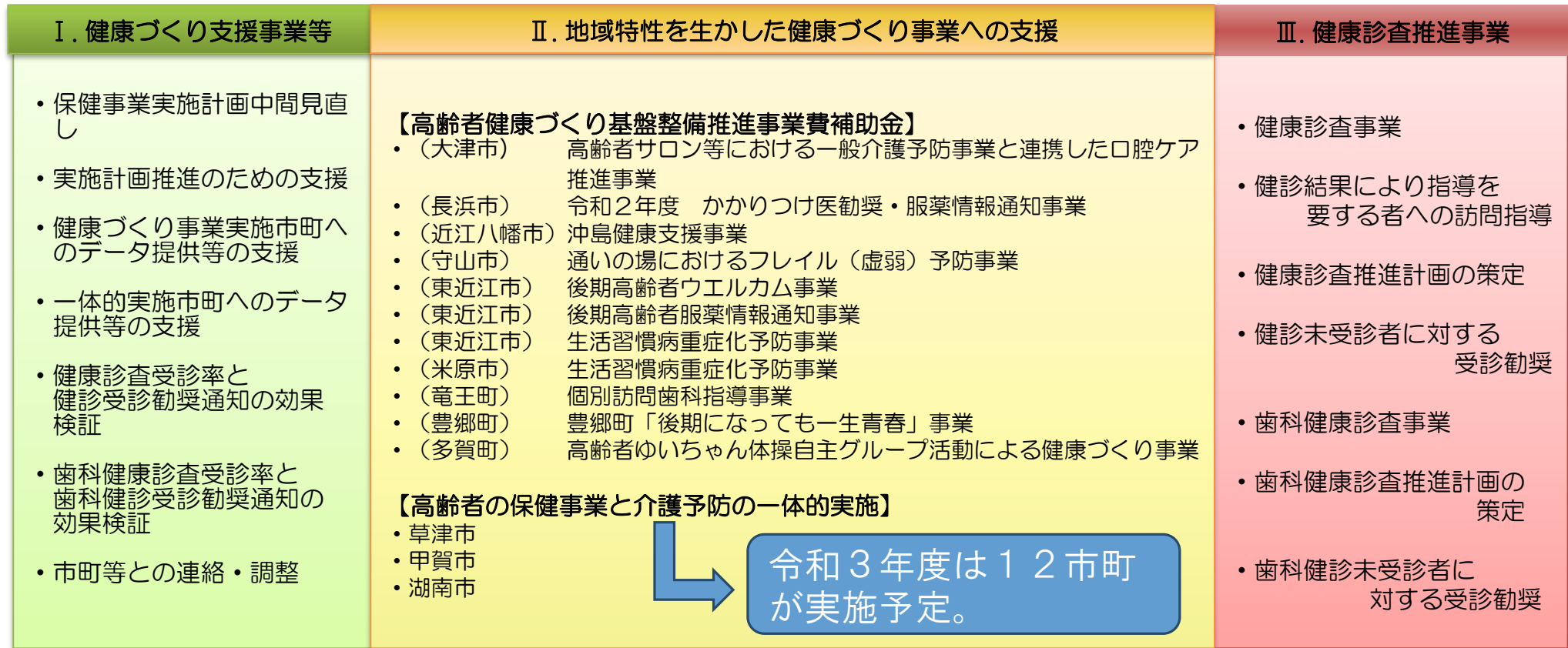
# 高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施の事業概要について

滋賀県後期高齢者医療広域連合

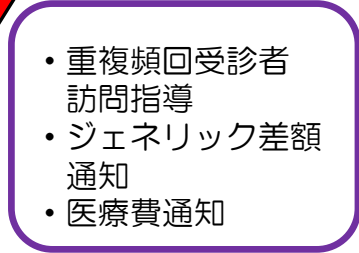
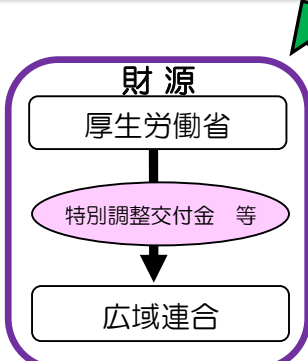
- 1. 滋賀広域の後期高齢者保健事業**
- 2. 一体的実施の概要**
- 3. 市町と広域連合の役割**
- 4. 広域連合の財政支援**

# **1. 滋賀広域の後期高齢者保健事業**

## ～高齢者の健康寿命の延伸・医療費の適正化をめざして～

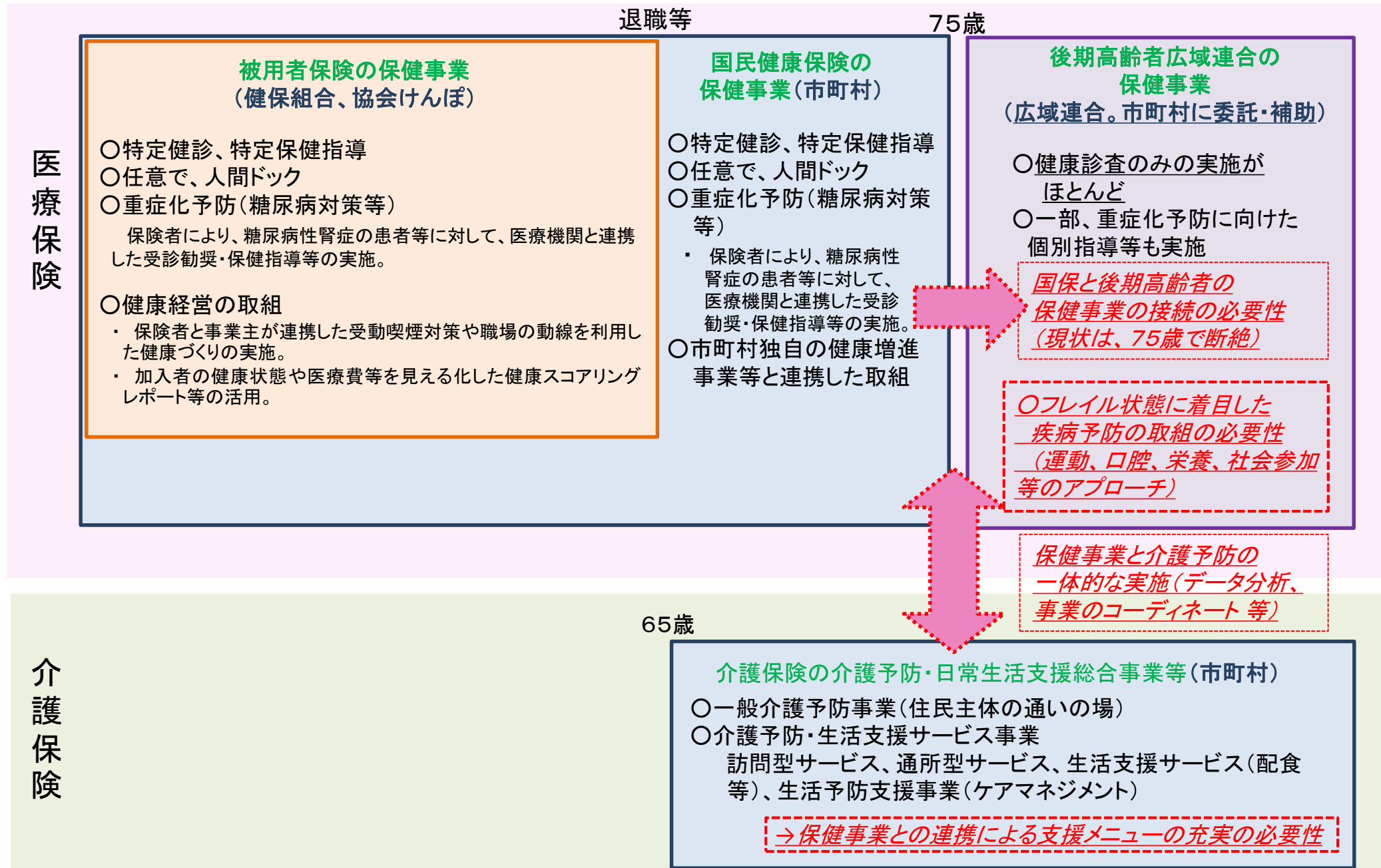


令和3年度は12市町が実施予定。



## **2. 一体的実施の概要**

# 保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)



# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

## 市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

### 医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析



①事業全体のコーディネートやデータ分析・通いの場への積極的関与等を行うため、市町村が、地域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職を配置

経費は広域連合が交付（保険料財源＋特別調整交付金）

高齢者  
※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

### 疾病予防・重症化予防

⑤国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

⑥社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

⑦医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

⑩市民自らが担い手となって、積極的に参画する機会の充実

### 介護予防の事業等

### 生活機能の改善

⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

### かかりつけ医等

⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、

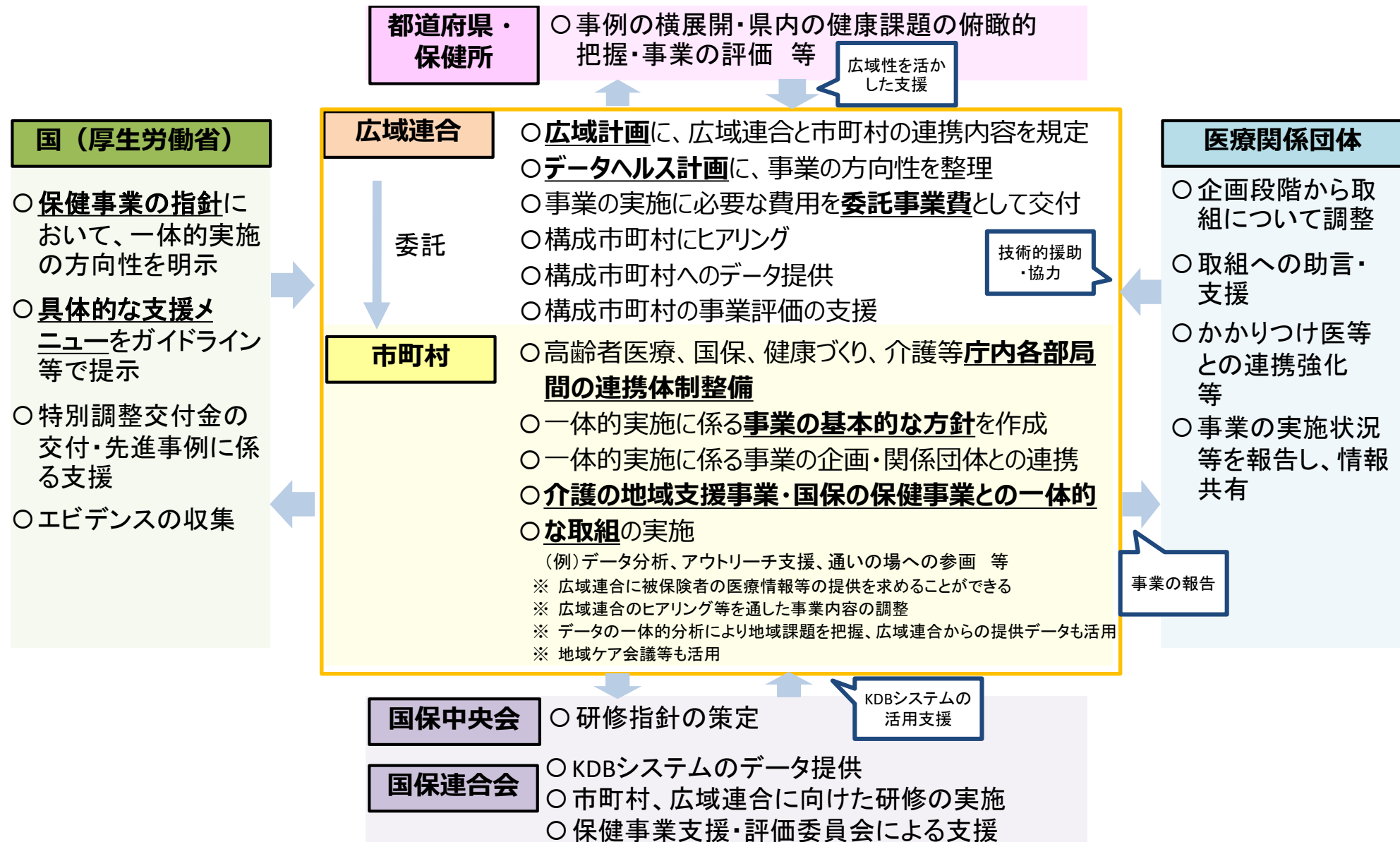
- ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
- ・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
- ・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

### **3. 市町と広域連合の役割**



第4. 各自治体における体制の整備等について

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、**高齢者の保健事業**について、  
 広域連合と市町村の連携内容を明示し、**市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。**



# 滋賀県後期高齢者医療第4次広域計画（令和2年4月）（抜粋）

## 第3章 基本方針

広域連合は、基本理念に基づき、次に掲げる基本方針に従って後期高齢者医療制度の運営を行います。

### 1 （略）

### 2 保健事業の推進

当広域連合では、健康診査をはじめ健康診査受診者訪問指導、市町が行う地域の特性を生かした健康づくり事業への支援など様々な保健事業を実施してきました。

今後も引き続き、市町と緊密に連携・協力して保健事業に取り組み、被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るとともに、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を実施していきます。

## 第4章 広域連合及び関係市町が行う事務

### 1 広域連合が行う事務

#### (1)～(3)（略）

#### (4) 保健事業に関する事務

被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、市町と緊密に連携・協力し、健康診査の実施及び未受診者への受診勧奨や地域特性を生かした健康づくり事業への支援等を行います。

また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、効果的かつ効率的に進めるため、「第3章 基本方針」に基づき、事業の連携内容を明確にした上で、市町に事業実施を委託するとともに、各種支援や調整等を行います。

### 2 市町が行う事務

#### (1)～(3)（略）

#### (4) 保健事業に関する事務

被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、広域連合と緊密に連携・協力して健康診査の実施及び未受診者への受診勧奨や地域特性を生かした健康づくり事業等を行います。

また、広域連合から委託を受けた高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、地域特性に合わせた事業内容を含む市町における方針を定め、事業を行います。

## **4. 広域連合の財政支援**

## 令和3年度特別調整交付金交付基準のポイント

### 1. 企画調整等を担当する医療専門職について

#### (1) 市町村ごとに交付対象となる医療専門職の上限について

令和2年度: 全市区町村一律1名

- 令和3年度: ○実施日常生活圏域数が11圏域未満 ……1名  
○実施日常生活圏域数が11圏域以上21圏域未満 ……2名  
○以降、10圏域増加ごとに1名追加

#### 日常生活圏域とは

地理的条件、人口、交通事情などを勘案して定める区域のこと。各自治体が介護保険計画で定める。

#### (2) 専従要件について

令和2年度: 専従とする。

令和3年度: **原則専従**とするが、市町村の実情により、専従の医療専門職を配置できない場合は、一体的実施を適切に実施できる場合に限り、**兼務としても差し支えないものとする。**

→兼務を考えている市町については、必ず**事前に広域連合までご相談ください。**

### 2. 地域を担当する医療専門職について

#### (1) 人件費について

令和2年度: 事業を実施する日常生活圏域ごとに350万円が上限額

令和3年度: 350万円×事業を実施する**日常生活圏域数**

→圏域ごとの按分が不要となる見込み。

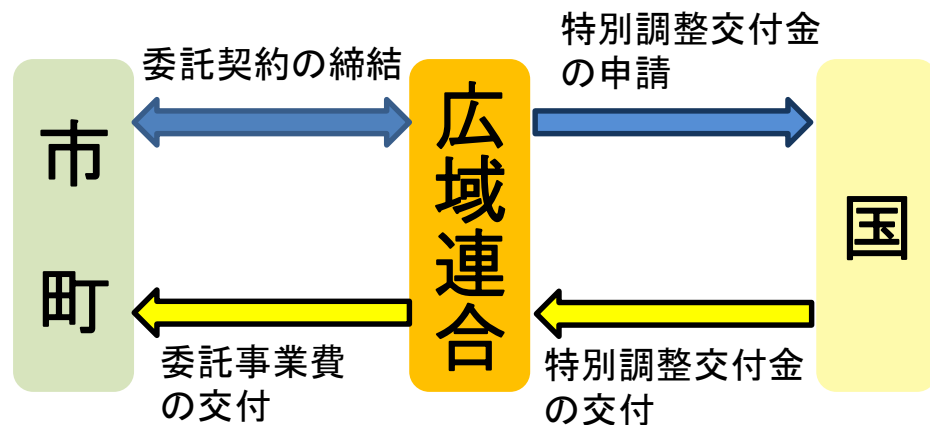
## 交付の対象となる事業の条件

- ・広域連合が一体的実施等の保健事業を市町村に委託
- ・委託を受けた市町村は次の医療専門職を配置して事業を実施
  - ①健康課題の把握・分析、事業の企画・調整・分析、評価等を行う**保健師**等の医療専門職  
※原則**専従の正規職員**を念頭(市町の実情により専従の医療専門職が配置できない場合は兼務としても差し支えない)
  - ②各地域(**日常生活圏域**)において個別訪問等や通いの場等への積極的関与の支援を行う  
医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)  
※常勤、非常勤ともに可
- ・事業の実施に当たって、保健事業の一部を関係機関、関係団体に委託することも可  
→必ず事前に広域連合までご相談ください。

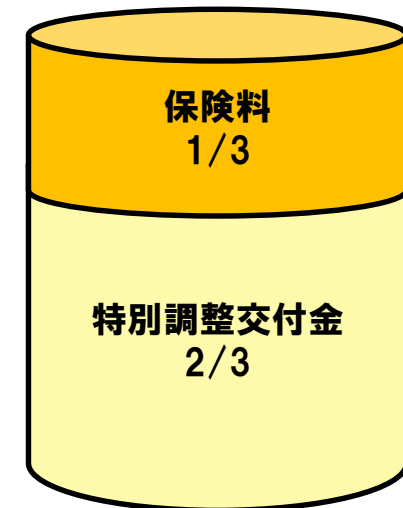
## 交付上限額

- ①企画・調整等の業務に要する費用  
→ 一人あたり580万円が上限
- ②個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に要する費用  
→【人件費】「350万円×事業を実施する日常生活圏域数」が上限  
※ただし、一人あたり350万円が上限となる。  
→【その他経費】事業を実施する日常生活圏域ごとに50万円が上限

## イメージ図



## 委託事業費の財源



## 【企画・調整等を担当する医療専門職】

正規職員を念頭(専従)  
保健師等

### (1) 事業の企画・調整等

- ・KDBシステムを活用した分析・健康課題の明確化
- ・庁内外の関係者間の調整、地域医療関係団体との連携
- ・事業全体の企画・立案・調整・分析
- ・通いの場等への関与に向けた事業計画の策定
- ・国保保健事業(重症化予防など)と連携した事業計画の策定
- ・かかりつけ医等との進捗状況等の共有

### (2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

- ・医療、健診、介護情報等を整理・分析、重点課題の明確化
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の分析結果も活用して、地域健康課題の整理・分析
- ・医療・介護の情報を分析し、支援対象者の抽出と事業へのつなぎ



### (3) 医療関係団体等との連絡調整

- ・事業の企画段階から相談等
- ・事業の実施後においても実施状況等について報告

## 【地域を担当する医療専門職】

常勤・非常勤いずれも可  
保健師、管理栄養士、歯科衛生士、  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

※個別的支援と併せて、通いの場等への関与(ポピュレーションアプローチ)を実施

### ●高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

#### ア 低栄養防止・重症化予防の取組(かかりつけ医と連携したアウトリーチ支援)

- (a) 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導
- (b) 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導

#### イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

#### ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握・受診勧奨等・必要なサービスへの接続

### ●通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

#### ア フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等取組等の健康教育・健康相談を実施

介護予防  
(地域リハビリテーション活動支援事業等)の取組と一体的に実施

#### イ フレイル状態の高齢者を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援等を行う。

#### ウ 取組により把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨などを行う。

## 地域を担当する医療専門職の人件費計上

### **350万円 × 日常生活圏域数**

(人件費)

雇用者に支払う給料のほかに、各種手当や賞与、社会保険料等の福利厚生費、住居手当など、雇用によって発生する様々な費用

- ・正規職員
- ・会計年度任用職員
- ・日々雇用
- ・市町の予算科目：給料等

## 日常生活圏域におけるその他経費計上

### **日常生活圏域ごとに50万円**

- ・講演会、研修会の講師の謝礼金など
- ・雇用契約のない日々雇用
- ・市町の予算科目：報償費等